

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		栃木市コミュニティセンター使用料の減免に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市コミュニティセンター条例第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市コミュニティセンター条例施行規則第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市コミュニティセンター条例施行規則 (使用料の減免)</p> <p>第5条 次に掲げる場合は、条例第10条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市が公共的に利用する場合</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める場合</p> <p>2 条例第10条に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用日の7日前までにコミュニティセンター使用料減免申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請を承認したときは、コミュニティセンター使用料減免決定通知書(別記様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。</p>	